

大館市複式学級A I アプリ導入事業

プロポーザル仕様書

大館市教育委員会学校教育課

大館市複式学級A I アプリ導入事業 プロポーザル仕様書

1 事業名

大館市複式学級A I アプリ導入事業

2 業務の目的

大館市（以下「市」という。）において、現在、複数の学校において複式学級による授業が行われている。また、人口減少を背景に、今後も複式学級の発生は避けられない状況である。こうした状況から、複式学級が抱える課題である間接指導時（担任が直接指導についていない時間）における系統的な指導の難しさを解決するため、A I アプリを活用し、授業の充実を図ることを目的に、A I アプリの作成、導入を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月18日（木）まで

4 業務内容

・複式学級向けA I アプリの作成

A I アプリに求める機能は次の通り。

(1) 多様な考えや発想への触発となるもの。

間接指導時において、単に問題、正解を提示するのではなく、児童の思考を広げる問いかけを行いながら、多様な考え方を促すものであること。

(2) 自立解決を支える伴走型であること。

間接指導時において、子どもが解決に窮した場合に、段階的なヒントや問いかけにより、自立的な問題解決能力を育むものであること。

(3) 児童が自らの学習状況を可視化できるものであること

間接指導時の学習時間を児童が有効に活用できるものであること。

(4) 教師の負担軽減につながるものであること。

生徒の学習状況等を可視化、分析し、次のアプローチを提案できること。

5 モデル校

本事業の実施に当たっては大館市立早口小学校をモデル校として実施するものとする。

6 委託料の支払いについて

委託料の支払いは、契約締結後に協議の上、決定する。

7 経費の負担

本業務の実施に際してかかる経費は、受託者が負担する。

8 業務報告について

- ① 定期的なミーティングを月1回以上行うこと。
- ② 業務の実施に重大な影響を与える事態が生じた場合は、前号に関わらずその都度速やかに報告書を提出し、本市と協議すること。

9 再委託の禁止

本業務の再委託は、原則認めない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

10 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務の履行に当たり、個人情報を含む本市の情報資産の取り扱いについて情報セキュリティの必要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。また、本業務に係る個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守すること。

11 損害賠償

事業の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、本市、寄附者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

12 その他

- ① 仕様書に定めのない事項及び解釈疑義が生じた場合は本市と協議の上、決定する。
- ② 本事業の履行に当たり、受託者は本市と十分協議し、誠意を持って事業を遂行すること。
- ③ 受託者は、本事業の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、十分な経験と技術力を有する者を従事させること。
- ④ 本事業の履行に当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受注者の責任において補充するものとする。
- ⑤ 委託期間の満了又は契約の解除により、本業務の受託者が変更になった場合は、新たな受託者に対し、業務の引継ぎを遅延なく行うものとし、業務の継続性を損なわないよう留意すること。